

○高梁市パブリックコメント実施要綱

平成19年12月18日

告示第309号

改正 平成25年11月11日告示第220号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、市民等の多様な意見を反映させた市の政策等の決定を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 市の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、市民等の意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げる計画等の策定等とする。ただし、その計画等の策定等が迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なものについては除く。

- (1) 市の基本構想及び市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）及び制度の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 大規模施設の建設に係る事業計画の策定及び改定
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条各号に掲げる計画等の立案をしようとするときは、あらかじめ、計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 当該計画等を作成する趣旨、目的及び背景

(2) 当該計画等の案の概要

(3) 当該計画等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

ウ その他必要な資料

(4) 当該計画等の案を附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。）又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）における審議又は検討に付した場合にあつては、当該審議又は検討の概要がわかる書類（公表の方法）

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「案及び資料」という。）を、本庁及び地域局に備え付け、かつ、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

（意見及び情報の提出）

第6条 実施機関は、意見及び情報の提出期間、提出方法等を定め、当該計画等の案及び資料を公表するときに明示するものとする。

2 前項に規定する提出期間を定めるに当たっては、市民等が計画等の案及び資料についての意見並びに情報を提出するために必要な時間を勘案し、1月程度とするものとする。

3 第1項に規定する提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

4 実施機関は、当該計画等の案及び資料についての意見並びに情報を提出した個人又は法人その他の団体の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案及び資料を公表するときに明示するものとする。

（意見及び情報の考慮並びに公表）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見及び情報を考慮して、計画等の策定について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定について意思決定を行ったときは、提出さ

れた意見及び情報、これらに対する市の考え方並びに当該計画等の案を修正したときにあつては当該修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見及び情報のうち、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(他の制度との調整)

第8条 実施機関は、計画等を立案する際、当該立案に関し公聴会付議や事前の告示等の手続が法令等で定められている場合、及び附属機関等において、この告示に類する手続を経て策定した報告、答申等を行う場合は、この告示の規定は適用しないこととするが、当該手続に当たっては可能な限りこの告示に沿ったものとなるよう努めるものとする。

(一覧の作成)

第9条 市長は、この告示による手続を行っている計画等の一覧を作成するとともに、これを秘書政策課に備え付け、かつ、市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の計画等の一覧は、第3条各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 計画等の名称
- (2) 計画等の案及び資料の公表日
- (3) 意見及び情報の提出期間
- (4) 計画等の案及び資料の閲覧等の方法並びに問い合わせ先

3 市長は、第3条ただし書の規定により、その計画等の策定が迅速性又は緊急性を要するものとしてこの告示に定める手続によらないこととしたものについては、第1項の規定に準じて計画等の一覧を作成し、これを公表するものとする。この場合においては、計画等の名称、問い合わせ先及びこの告示に定める手続によらないこととした理由を記載するものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月11日告示第220号)

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。